

表1 施設の概要

	神戸環境クリエート株式会社	株式会社富山環境整備	株式会社クレハ環境	エコシステム秋田株式会社
設置場所	兵庫県神戸市	富山県富山市	福島県いわき市	秋田県大館市
施設形式	ロータリーキルンストーカ炉	ロータリーキルン式焼却炉	ロータリーキルン式焼却炉	ロータリーキルン式焼却炉
燃焼ガス温度	1, 100℃以上	1, 100℃以上	1, 100℃以上	1, 100℃以上
燃焼ガスの滞留時間	2秒以上	2秒以上	2秒以上	2秒以上
排ガス処理方式	乾式処理 (消石灰及び粉末活性炭の2 段バグフィルタ前吹込み)	乾式処理 (消石灰及び粉末活性炭のバ グフィルタ前吹込み)	湿式処理 (水及び中和剤入り吸収液の 湿式電気集じん機前吹込み)	湿式処理 (水及び中和剤入り吸収液の 湿式電気集じん機前吹込み)

表2 試験試料の種類、量及びPCB濃度

種 類	神戸環境クリエート株式会社		株式会社富山環境整備		株式会社クレハ環境		エコシステム秋田株式会社	
	試料量	PCB濃度	試料量	PCB濃度	試料量	PCB濃度	試料量	PCB濃度
塗膜くず※	32kg	0.94～1.0%	291kg	0.94～1.3%	466kg	0.53～1.0%	180kg	0.81～0.98%
感圧複写紙	711kg	0.45～1.7%	1,700 kg	0.9～1.7%	2,273 kg	2.2～5.5%	800kg	1.9～4.5%
シーリング材	102kg	8.8～10%	216 kg	8.8～9.2%	253 kg	2.7～8.9%	97kg	5.7～6.5%
廃プラスチック類 及び繊維くず等 (養生材・ウエス等)	116kg	0.78～11%	238 kg	1.3～7.5%	245kg	1.1～4.5%	93kg	1.1～2.9%
汚泥 (有機汚泥・製紙汚泥)	99 kg	0.55～8.1%	197 kg	0.55～11%	216 kg	0.55～11%	90kg	0.55～1.9%

※ 鉛濃度 2.2～5.0%、クロム濃度 0.10～0.24%

表3 大気中のPCB及びダイオキシン類の分析結果

種 類		神戸環境クリエート 株式会社	株式会社 富山環境整備	株式会社 クレハ環境	エコシステム秋田 株式会社	基準値等
施設敷地 境界	PCB	0.00000074～ 0.0000026 mg/m ³	0.00000041～ 0.0000014 mg/m ³	0.00000022～ 0.00000057mg/m ³	0.00000011～ 0.00000044 mg/m ³	0.0005 mg/m ³ ※1
	PCB	0.00000041～ 0.00000048 mg/m ³	0.00000092～ 0.0000010 mg/m ³	0.00000020 0.00000025 mg/m ³	0.00000021～ 0.00000013 mg/m ³	0.0005 mg/m ³ ※1
施設周辺	ダイオキシン 類	0.0091～0.011 pg-TEQ/m ³	0.0067～0.0069 pg-TEQ/m ³	0.0088～0.012 pg-TEQ/m ³	0.0082～0.012 pg-TEQ/m ³	0.6 pg-TEQ/m ³ ※2

(PCB及びダイオキシン類の濃度は高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計で測定)

※1 「PCB等を焼却処分する場合における排ガス中のPCBの暫定排出許容限界について」(昭和47年環企第141号)で定める環境大気中のPCBの濃度

※2 ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁(水底の底質の汚染を含む。)及び土壌の汚染に係る環境基準について(平成11年環境庁告示第68号)で定める基準値

表4 排ガス中のPCB、ダイオキシン類、鉛及びクロムの分析結果

種類		神戸環境クリエート 株式会社	株式会社 富山環境整備	株式会社 クレハ環境	エコシステム秋田 株式会社	基準値等
排ガス 濃度	PCB	0.0000023～ 0.0000061 mg/m ³ N	0.000013～ 0.000017 mg/m ³ N	0.00000036～ 0.00000059 mg/m ³ N	0.0000090～ 0.000010 mg/m ³ N	0.10 mg/m ³ * ¹
	ダイオキシン類	0.016～0.018 ng-TEQ/m ³ N	0.090～0.10 ng-TEQ/m ³ N	0.00024～0.0024 ng-TEQ/m ³ N	0.037～0.044 ng-TEQ/m ³ N	0.1 ng-TEQ/m ³ * ² 1 ng-TEQ/m ³ * ³
	鉛及びその 化合物	< 0.05 mg/m ³ N	0.090～0.11 mg/m ³ N	0.04～0.06 mg/m ³ N	0.010～0.014 mg/m ³ N	10 mg/m ³ N* ⁴ 20 mg/m ³ N* ⁵
	クロム及び その化合物	—	—	< 0.01 mg/m ³ N	—	1 mg/m ³ N* ⁴

(PCB及びダイオキシン類の濃度は高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計で測定)

- ※1 「PCB等を焼却処分する場合における排ガス中のPCBの暫定排出許容限界について」(昭和47年環大企第141号)で定める燃焼排ガス中に含まれるPCBの量
- ※2 ダイオキシン類対策特別措置法施行規則別表第1に掲げる基準(神戸環境クリエート株式会社、株式会社富山環境整備、株式会社クレハ環境。申請書に記載の達成することとした数値が当該基準値より厳しい場合は当該数値)
- ※3 ダイオキシン類対策特別措置法施行規則別表第1に掲げる基準(エコシステム秋田株式会社)
- ※4 福島県生活環境の保全等に関する条例で定める指定有害物質に係る排出基準(株式会社クレハ環境)
- ※5 「汚染土壌処理業に関する省令」(平成21年環境省令第10号)第4条第1号ヲ(5)に掲げる基準(エコシステム秋田株式会社)

表5 焼却処理後の燃え殻、ばいじん及び排水の分析結果

種類	項目	神戸環境クリエート 株式会社	株式会社 富山環境整備	株式会社 クレハ環境	エコシステム秋田 株式会社	基準値等
燃え殻	P C B	< 0.0003 mg/L	< 0.0005 mg/L	< 0.0003 mg/L	< 0.0005 mg/L	0.003 mg/L ^{※1}
	ダイキソ類	0.019~0.019 ng-TEQ/g	0.0010~0.0011 ng-TEQ/g	0.031~0.051 ng-TEQ/g	0.0039~0.0034 ng-TEQ/g	3 ng-TEQ/g ^{※2}
	鉛又はその 化合物	< 0.02 mg/L	< 0.01 mg/L	< 0.02 mg/L	< 0.01 mg/L	0.3 mg/L ^{※3}
	六価クロム 化合物	< 0.1 mg/L	< 0.15 mg/L	< 0.1 mg/L	< 0.05 mg/L	1.5 mg/L ^{※4} 0.2 mg/L ^{※5}
ばいじん	P C B	< 0.0003 mg/L	< 0.0005 mg/L	< 0.0003 mg/L	< 0.0005 mg/L	0.003 mg/L ^{※1}
	ダイキソ類	0.034~0.052 ng-TEQ/g	0.26~0.36 ng-TEQ/g	0.0025~0.0071 ng-TEQ/g	0.011~0.072 ng-TEQ/g	3 ng-TEQ/g ^{※2}
	鉛又はその 化合物	< 0.02 mg/L	< 0.01 mg/L	< 0.02 mg/L	< 0.01 mg/L	0.3 mg/L ^{※3}
	六価クロム 化合物	< 0.1 mg/L	< 0.15 mg/L	< 0.1 mg/L	< 0.05 mg/L	1.5 mg/L ^{※4} 0.2 mg/L ^{※5}
排水	P C B	—	—	0.00000020~ 0.00000024 mg/L	0.00000044~ 0.00000094 mg/L	0.003 mg/L ^{※6}
	ダイキソ類	—	—	0.000066~ 0.000072 pg-TEQ/L	0.060~0.17 pg-TEQ/L	10 pg-TEQ/L ^{※7}
	鉛及びその 化合物	—	—	< 0.01 mg/L	< 0.01 mg/L	0.1 mg/L ^{※6}
	六価クロム 化合物	—	—	< 0.02 ~ 0.08 mg/L	< 0.02 mg/L	0.2 mg/L ^{※8} 0.5 mg/L ^{※9}

- ※1 廃PCB又はPCB汚染物を処分するために処理したものが、特別管理産業廃棄物（廃棄物処理法施行令第2条の4第1項第5号ハに規定するPCB処理物）に該当しないことを判定するための基準値
- ※2 ばいじん又は燃え殻が特別管理産業廃棄物（廃棄物処理法施行令第2条の4第1項第5号リ（6）に規定するばいじん又は燃え殻）に該当しないことを判定するための基準値
- ※3 ばいじん又は燃え殻が特別管理産業廃棄物（廃棄物処理法施行令第2条の4第1項第5号リ（2）に規定するばいじん又は燃え殻）に該当しないことを判定するための基準値
- ※4 ばいじん又は燃え殻が特別管理産業廃棄物（廃棄物処理法施行令第2条の4第1項第5号リ（3）に規定するばいじん又は燃え殻）に該当しないことを判定するための基準値（神戸環境クリエート株式会社、株式会社富山環境整備、エコシステム秋田株式会社）
- ※5 申請書に記載の達成することとした数値（株式会社クレハ環境）
- ※6 排水基準を定める省令（昭和46年総理府令第35号）
- ※7 ダイオキシン類対策特別措置法施行規則別表第2
- ※8 申請書に記載の達成することとした数値（株式会社クレハ環境）
- ※9 排水基準を定める省令（昭和46年総理府令第35号）（エコシステム秋田株式会社）